

海南市立大東小学校塩津地区児童送迎業務について、次のとおり条件付一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 19 日

海南市長 神 出 政 巳

1 入札に付する事項

- (1) 入 札 番 号 第 9 号
- (2) 入 札 名 称 海南市立大東小学校塩津地区児童送迎業務
- (3) 概 要 仕様書のとおり
- (4) 契 約 期 間 契約締結日から令和 9 年 7 月 31 日まで
- (5) 履 行 期 間 令和 8 年 8 月 1 日から令和 9 年 7 月 31 日まで
- (6) 履 行 場 所 主に海南市立大東小学校（海南市下津町方 1）と露の浜（海南市下津町塩津 1438 付近）の間
- (7) 最低制限価格 無
- (8) 入札保証金 免除
- (9) 契約保証金 免除
- (10) 入札参加形態 単体

※この入札に係る契約は、地方自治法第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であり、契約締結年度の翌年度以降において当該契約に係る予算の減額または削除があった場合は、当該契約を変更または解除することがある。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法及び同施行令を遵守することとし、同施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者並びに同条第 2 項各号のいずれかに該当する者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (2) 海南市条例及び同契約事務規則を遵守することとし、同暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団、暴力団員及びこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 本公告の日から本件契約に係る落札者を決定するまでの間において、海南市長から指名停止又は排除措置を受けている者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者のいずれでもないこと。
- (4) 本市の令和 8 年度物品・役務提供受注資格者登録名簿に登録されており、本市と取引を希望する業種細目が「26-02 旅客」又は「26-03 その他運輸・旅客」で登録している者であること。
- (5) 海南市物品購入等の契約に係る指名停止措置要綱（平成 18 年海南市訓令第 28 号）による指名停止措置を受けていない者

(6) 法人格を有し、本業務を円滑に遂行できる必要な人員を確保し、安定的かつ健全な財務能力を有している者。

(7) 道路運送法第4条に規定する旅客自動車運送事業の許可を受けていること。

### 3 契約条項を示す場所・担当部局・問い合わせ先

海南市教育委員会総務課（海南市下津町丸田 217 番地 1）

電話番号 073-492-3347 FAX 073-492-3390

メール kyoisomu@city.kainan.lg.jp

### 4 入札説明会

開催しない。ただし、2に定める入札参加資格を満たす者のうち、現場確認を希望する者については、市が指定する日時において市の立会いのもと実施するものとする。

現地確認を希望する者は、後記 17「日程総括表」に定める受付期間内に、書面（様式任意）により F A X 又はメールにより提出するものとする。

※ F A X 又はメール送信後、必ず「送信した旨」の確認の電話連絡を行うものとする。

### 5 競争入札参加表明書の提出期間、方法及び場所等

(1) 提出期間 令和 8 年 6 月 19 日（金）から令和 8 年 6 月 26 日（金）

(2) 提出方法 競争入札参加表明書を海南市ホームページよりダウンロードし、F A X 又はメールにより送付するものとする。

(3) 送信先等 FAX 073-492-3390 メールアドレス kyoisomu@city.kainan.lg.jp

※ F A X 又はメール送信後、必ず「送信した旨」の確認の電話連絡を行うものとする。

### 6 質問の受付及び回答

#### (1) 質問受付

本入札の仕様書等について質問がある場合は、市が別に定める質問書により F A X 又はメールにより提出するものとする。

※ F A X 又はメール送信後、必ず「送信した旨」の確認の電話連絡を行うものとする。

#### (2) 受付期間

令和 8 年 6 月 19 日（金）から令和 8 年 6 月 24 日（水） ※最終日は正午まで

#### (3) 質問に対する回答

令和 8 年 6 月 26 日（金）に海南市のホームページで回答するものとする。

### 7 入札の日時及び場所

入札日時 令和 8 年 6 月 30 日（火）午前 10 時 00 分から

入札場所 海南市下津行政局 2 階 第 4 研修室

## 8 入札の辞退

競争入札参加表明書の提出後においても、入札執行までの間は、入札を辞退することができる。入札を辞退するときは、入札辞退届を入札執行までに教育委員会総務課まで提出すること。

## 9 入札の方法

- (1) 市が別に定める入札書（封筒に入れ封印すること）・入札用封筒（下記事項を記入すること）、競争入札参加表明書に必要事項を記入の上、7に定める日時及び場所に本人又はその代理人が持参し、競争入札参加表明書を提出後、入札書を入札箱に投入するものとする。ただし、代理入札の場合は、これらの書類に加え、市が別に定める委任状を提出しなければならない。なお、入札の開始時刻後の入札執行場所への入室は一切認めない。

### 【入札用封筒記入事項】

- ・入札書宛名 海南市長 神出政巳 宛、入札日時、入札名称、業者名
  - ・『入札書在中』と明記すること。
- (2) 入札書には下記の書類を添付すること。
- ・市が別に定める積算内訳書（記入要領及び仕様書（別紙3）「海南市立大東小学校塩津地区児童送迎業務に係る送迎時間及び送迎距離について」をよく読み記入すること）
  - ・一般貸切旅客自動車運送事業輸送実績報告書（令和7年度）の写し
- (3) 海南市物品・役務提供受注資格登録時に、契約等の権限を委任する委任状を提出している場合、委任先事業所（支社・支店・営業所等）及び受任者をもって申請すること。
- (4) **入札は、総価（1年間の総額）においてすること。**
- (5) 入札書の入札金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (6) 入札書を入札箱に投入した後は、入札書の書換え、引換え、撤回をすることはできない。
- (7) 当該入札の参加に要する一切の費用は、入札参加者の負担とする。

## 10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 開札時刻までに提出されなかった入札
- (4) 代理人が2人以上の者の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (5) 入札者が同一事項の入札について他の入札者の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (6) 入札者が協定して入札したと認められる入札
- (7) 記名押印を欠いた入札書による入札
- (8) 入札書の印鑑が登録したものと違った入札
- (9) 金額を訂正した入札書による入札
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札

- (11) 不正な行為によってされたと認められる入札
- (12) 同一事項の入札について、入札者が2以上の入札を行った場合のそのいずれもの入札
- (13) 競争入札参加表明書の提出がない者の行った入札
- (14) 前記9「入札の方法」に定める方法によらずに行った入札
- (15) 郵便、信書便または電送により行った入札
- (16) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

#### 11 入札の中止又は延期

- (1) 入札において、不正な行為があると認めるときは、入札を中止又は延期することがある。
- (2) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を中止又は延期することがある。

#### 12 落札者の決定

- (1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を落札予定者とする。
- (2) 落札予定者となるべき同価格の入札をした者が2以上あるときは、落札決定を保留した上で、くじにより落札予定者及びその次の順位以降の者（以下「次順位者」という。）を決定するものとする。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

#### 13 再度の入札

開札の結果、落札予定者の決定に至らなかった場合は、直ちに当該入札への参加者をもって再度の入札を実施する。再度の入札は1回とする。ただし、前記10「入札の無効に関する事項（1）から（8）まで及び（11）から（16）まで」のいずれか一つに該当する入札をしたものは、再度入札に参加できないものとする。

#### 14 入札結果の公表

入札の結果は、遅滞なく公表するものとする。

#### 15 異議の申し立て

入札に参加した者は、入札後、仕様書その他契約事項等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

#### 16 その他必要な事項

- (1) 落札者は、入札執行者から交付された契約書の案に記名押印し、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して5日以内に、これを入札執行者に提出しなければならない。  
この場合、落札者が書面によりその延期を申し出た場合において、やむを得ないと認められる時は、この期限を延長することができる。
- (2) 落札者が（1）に規定する期間内に契約書又は仮契約書の案を提出しないときは、その

効力を失う。

(3) 委託費は12回に分割して支払うものとする。

(4) 委託業務を適切に遂行できない場合は、違約金を徴収することがある。

17 日程総括表

競争入札参加表明書の提出 (FAX又は電子メール)		令和8年6月19日(金)～6月26日(金) ※最終日は午後5時までとする。
現場確認の希望	受付(FAX又は電子メール)	令和8年6月19日(金)～6月23日(火) ※最終日は午後5時までとする。
	実施日(希望者にのみ通知)	市が指定する日時
質疑	受付(FAX又は電子メール)	令和8年6月19日(金)～6月24日(水) ※最終日は正午までとする。
	回答(海南市のホームページに掲載)	令和8年6月26日(金)
開札 (落札予定者の決定)	日時	令和8年6月30日(火) 午前10時00分
	場所	海南市下津行政局 2階 第4研修室